

綾 部 市 公 報

番 号
発行日
発行所

第 7 5 5 号
令和 7 年 5 月 1 日
綾部市役所

目 次

○ 告 示

- ・ 綾部市公共下水道供用開始告示
(下水道課)・・・1
- ・ 地縁団体変更告示 (鳥垣自治会)
(市民協働課)・・・3
- ・ 地縁団体変更告示 (中上林地
区自治会連合会)
(市民協働課)・・・4
- ・ 地縁団体変更告示 (湊垣町自治会)
(市民協働課)・・・5
- ・ 地縁団体変更告示 (新庄自治会)
(市民協働課)・・・6
- ・ 地縁団体変更告示 (旭ヶ丘自治会)
(市民協働課)・・・7
- ・ 地縁団体変更告示 (高谷自治会)
(市民協働課)・・・8
- ・ 地縁団体変更告示 (鷹栖町奈留組)
(市民協働課)・・・9
- ・ 地縁団体変更告示 (於与岐区)
(市民協働課)・・・10
- ・ 地縁団体変更告示 (今田自治会)
(市民協働課)・・・11
- ・ 地縁団体変更告示 (馬場自治会)
(市民協働課)・・・12
- ・ 地縁団体変更告示 (下市自治会)

- (市民協働課)・・・13
- ・ 地縁団体変更告示 (中川原自治会)
(市民協働課)・・・14
- ・ 地縁団体変更告示 (西坂町自治会)
(市民協働課)・・・15
- ・ 地縁団体変更告示 (白道路自治会)
(市民協働課)・・・16
- ・ 地縁団体変更告示 (館町自治会)
(市民協働課)・・・17
- ・ 地縁団体変更告示 (内久井自治会)
(市民協働課)・・・18
- ・ 地縁団体変更告示 (中筋町自治会)
(市民協働課)・・・19
- ・ 地縁団体変更告示 (須波伎自治会)
(市民協働課)・・・20
- ・ 地縁団体変更告示 (篠田自治会)
(市民協働課)・・・21
- ・ 地縁団体変更告示 (光野自治会)
(市民協働課)・・・22
- ・ あやべ応援寄附金 (ふるさと納税) 事業に係る指定納付受託者に関する変更告示
(企画政策課)・・・23
- ・ 綾部市公共下水道供用開始告示
(下水道課)・・・24
- ・ 法人請求オンラインサービス利用に伴う手数料の収納に係る指定納付受託者に関する告示

	(市民・国保課)・・・26
・地縁団体変更告示(鷹栖町自治会)	(市民協働課)・・・27
・地縁団体変更告示(西原町自治会)	(市民協働課)・・・28
・地縁団体変更告示(十倉向町自治会)	(市民協働課)・・・29
・地縁団体変更告示(第一区自治会)	(市民協働課)・・・30
・地縁団体変更告示(石橋自治会)	(市民協働課)・・・31
・地縁団体変更告示(綾中町自治会)	(市民協働課)・・・32
・地縁団体変更告示(大島町東自治会)	(市民協働課)・・・33
・地縁団体変更告示(物部地区自治会連合会)	(市民協働課)・・・34
・地縁団体変更告示(小呂町自治会)	(市民協働課)・・・35
・地縁団体変更告示(小畑自治会)	(市民協働課)・・・36
・綾部市満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の一部改正	(子育て支援課)・・・37
○公 告	
・綾部市職員採用試験の実施について	(職員課)・・・38
・森林法に基づく綾部市森林整	

備計画変更の縦覧について	(林政課)・・・50
・豊里公民館浄化槽更新工事条件付一般競争入札について	(監理課)・・・51
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	(農政課)・・・61
・令和7年度下水道事業受益者負担金の賦課区域の縦覧について	(下水道課)・・・62
・带状疱疹予防接種の実施について	(保健推進課)・・・64
・風しん予防接種(第5期)の実施について	(保健推進課)・・・65
・綾部市教育ネットワークシステムクラウド移行業務に関する公募型プロポーザルの実施について	(学校教育課)・・・66
○教育委員会告示	
・令和7年度第1回綾部市教育委員会招集告示	・・・92

綾部市告示第 8 5 号

下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

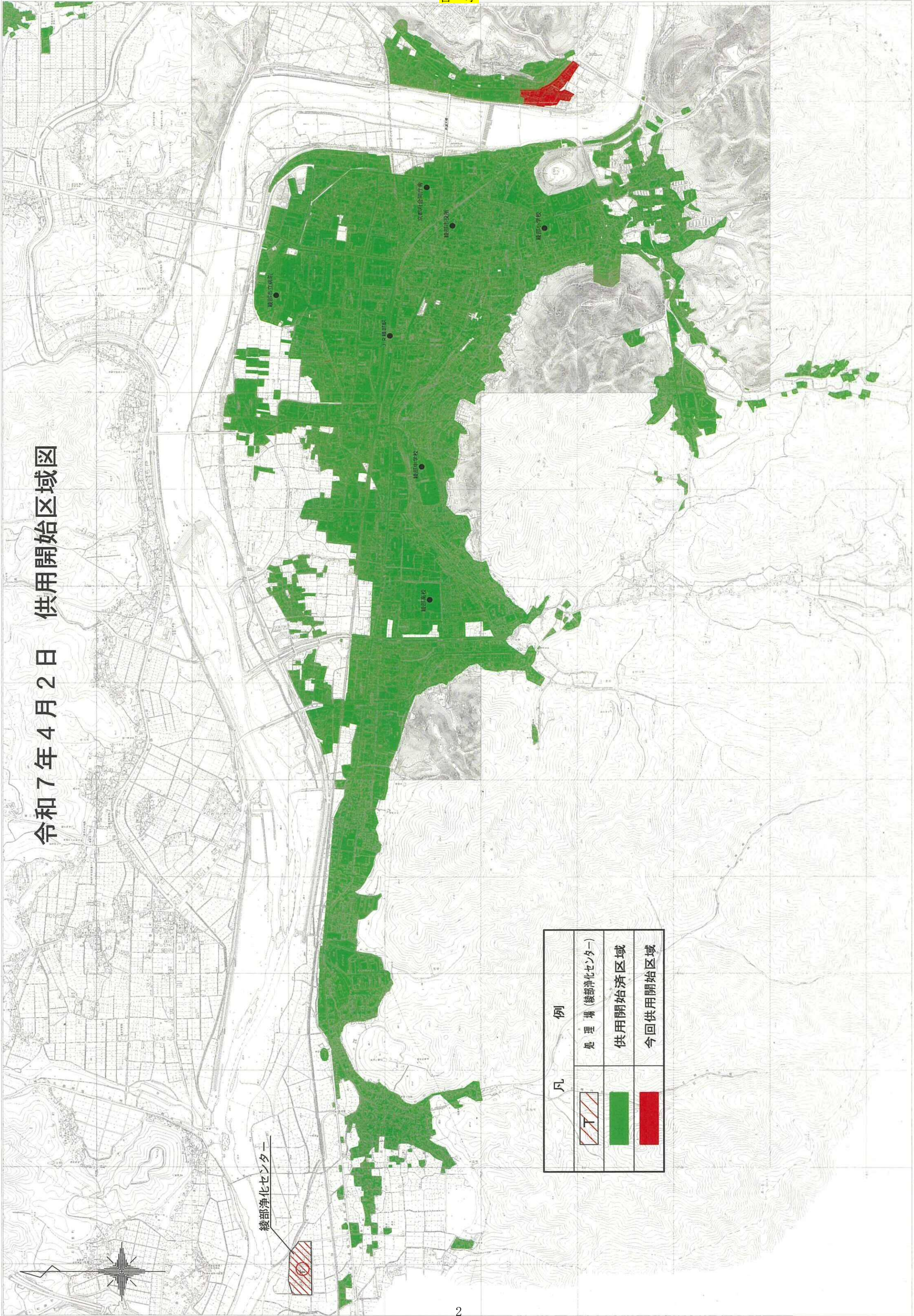
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和 7 年 4 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 供用を開始すべき年月日 令和 7 年 4 月 2 日
- 2 下水を排除すべき区域 味方町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 味方町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和 7 年 4 月 2 日
- 6 下水を処理すべき区域 味方町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕 8 番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター

令和7年4月2日 供用開始区域図



綾部市告示第 8 6 号

地縁による団体「鳥垣自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市睦寄町小野田 9 番地 野々尾 昭 彦 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 8 7 号

地縁による団体「中上林地区自治会連合会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市八津合町馬場 8 0 番地 西 川 卓 男 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 8 8 号

地縁による団体「刈垣町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市刈垣町刈垣 6 2 番地 四 方 敏 晴 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 8 9 号

地縁による団体「新庄自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市新庄町柿 4 0 番地の 2 坂 田 明 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 0 号

地縁による団体「旭ヶ丘自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市位田町岬 7 番地の 7 山 本 友 和 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 1 号

地縁による団体「高谷自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市舘町高谷 3 9 番地の 5 0 佐 藤 文 博 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 2 号

地縁による団体「鷹栖町奈留組」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市鷹栖町田井ノ森 1 7 番地 伊 藤 秀 一 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 3 号

地縁による団体「於与岐区」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市於与岐町田和 3 8 番地 吉 崎 誠 吾 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 4 号

地縁による団体「今田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市今田町下開 1 番地 大 槻 康 夫 に変更する
所在地を 綾部市今田町下開 1 番地 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 5 号

地縁による団体「馬場自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市八津合町馬場 8 0 番地 西 川 卓 男 に変更する
代理人を 綾部市八津合町馬場 7 4 番地 波多野 秀 則 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 6 号

地縁による団体「下市自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市物部町東町筋 2 0 番地 高 橋 正 憲 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 7 号

地縁による団体「中川原自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市於与岐町安ノ坂 3 0 番地 三 浦 竜 也 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 8 号

地縁による団体「西坂町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市西坂町高倉 8 番地 高 倉 章 雄 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 9 号

地縁による団体「白道路自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市白道路町北口 4 5 番地 上 原 博 一 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第100号

地縁による団体「館町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和7年4月10日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市館町シボラ16番地 大 槻 直 樹 に変更する

2 変更の年月日

令和7年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 0 1 号

地縁による団体「内久井自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市内久井町元屋敷 8 3 番地 千 原 昭 男 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 0 2 号

地縁による団体「中筋町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市中筋町鶴ヶ岡 8 番地 塩 尻 忍 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 0 3 号

地縁による団体「須波伎自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市物部町中谷 1 6 番地 藤 原 琢 己 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 0 4 号

地縁による団体「篠田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市篠田町クゴノシタ 4 4 番地 山 添 道 和 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 0 5 号

地縁による団体「光野自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市光野町イガミ 1 8 番地 久 保 等 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第106号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定納付受託者の指定告示（令和5年綾部市告示第179号）に変更があったため告示する。

令和7年4月21日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更理由

令和7年4月21日付で株式会社JR東日本ネットステーションが本社を移転したため。

2 変更内容

指定納付受託者の名称及び所在地（令和7年4月21日以降）

名 称	所 在 地
株式会社 JR 東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番 8号 SOUTHGATE新宿9階

綾部市告示第107号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

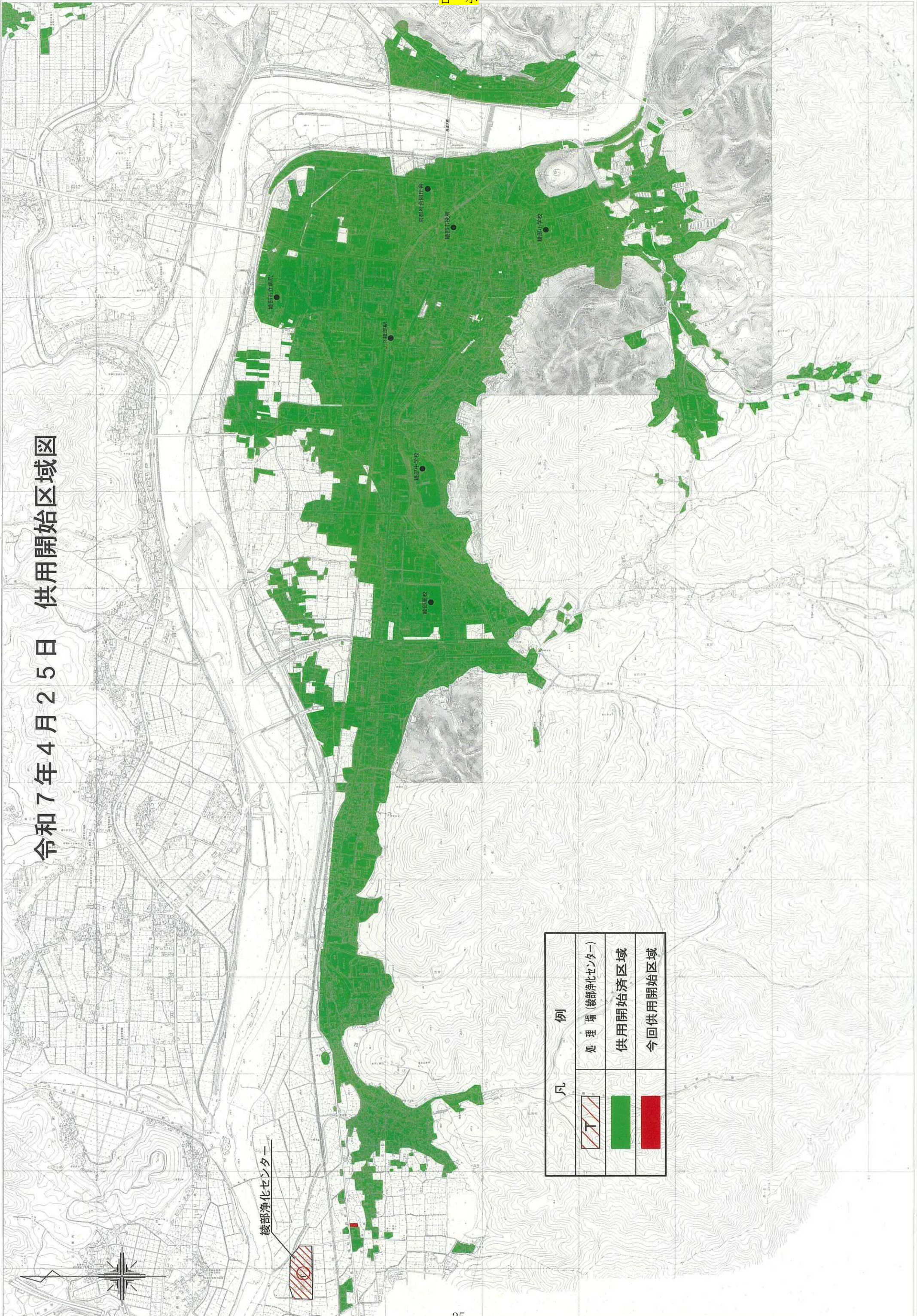
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和7年 4月25日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 供用を開始すべき年月日 令和7年 4月25日
- 2 下水を排除すべき区域 高津町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 高津町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和7年 4月25日
- 6 下水を処理すべき区域 高津町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕8番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター

令和7年4月25日 供用開始区域図



綾部浄化センター

凡 例	
	処 理 場 (綾部浄化センター)
	供用開始済区域
	今回供用開始区域

綾部市告示第108号

法人請求オンラインサービス利用に伴う手数料の収納について、指定納付受託者を指定しましたので、綾部市会計規則（昭和57年4月1日綾部市規則第2号）第32条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月25日

綾部市長 山 崎 善 也

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
富士フイルムシステムサービス株式会社	東京都板橋区坂下一丁目19番1号

2 歳入の種類

手数料

3 指定日

令和7年4月25日

綾部市告示第 1 0 9 号

地縁による団体「鷹栖町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市鷹栖町上長瀬 3 3 番地の 1 四 方 広 峰 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 0 号

地縁による団体「西原町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市西原町東平林 8 番地 西 村 康 彦 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 1 号

地縁による団体「十倉向町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市十倉向町仲村 4 4 番地の 1 渡 邊 康 弘 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 2 号

地縁による団体「第一区自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市睦合町在中 1 0 番地 佐 藤 巧 矢 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 3 号

地縁による団体「石橋自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市八津合町耽ヶ 3 番地 福 井 裕 之 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 4 号

地縁による団体「綾中町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市綾中町堂ノ元 2 9 番地 木 下 正 彦 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 5 号

地縁による団体「大島町東自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市大島町二反田 7 番地の 3 5 上 原 瑞 穂 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 6 号

地縁による団体「物部地区自治会連合会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市物部町西ノ宮 1 4 番地 谷 口 重 喜 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 7 号

地縁による団体「小呂町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市小呂町梨貝 9 番地 四 方 利 彦 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 9 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 8 号

地縁による団体「小畑自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市小畑町六条 2 7 番地の 1 久 馬 誠 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 9 号

綾部市満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱（令和元年綾部市告示第 2 1 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条第 1 号中「4, 8 0 0 円」を「4, 9 0 0 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 1 日から施行し、改正後の綾部市満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の規定は、同年 4 月 1 日以後に発生する副食費の助成から適用する。

綾部市公告第 29 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和 7 年 4 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 7 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和 7 年度・令和 8 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第 3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。



令和7年度

綾部市職員採用試験<第1回一般試験>

あなたのその『力』
綾部市民のために活かしてください!

■ 募 集 職 種

事務職員・事務職員（デジタル人材）・保健師
土木技師・建築技師・消防職員

■ 受 付 期 間

令和7年4月8日（火）～令和7年5月16日（金）

■ 採用予定日

令和8年4月1日



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	5名程度	平成9年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込みの方	一般事務に従事
事務職員 (デジタル人材)	1名程度	平成9年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(IT系)を修得した方又は修得見込みの方	情報系システム関係業務に従事
保健師	1名程度	平成9年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方 なお、免許取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和8年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません。	保健関係業務に従事
土木技師	1名程度	平成9年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方	土木関係業務に従事
建築技師	1名程度	(1)平成9年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方 (2)平成9年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(建築)を修得した方又は修得見込みの方	建築関係業務に従事
消防職員	3名程度	平成9年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込みの方	消防・救急業務に従事

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち…綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1)人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2)市民から信頼される職員
- (3)組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4)時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容、日時及び場所

区 分	試験内容	日 時	場 所
第1次試験	一般教養試験又は SPI3試験の選択	令和7年6月1日(日) 午前9時30分(受付:午前9時から)	綾部市役所
第2次試験	作文試験 面接試験	令和7年6月21日(土)	
第3次試験	面接試験	令和7年7月12日(土)	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

※ 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

試 験 内 容	
一般教養試験	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験(社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能) 択一式、試験時間120分、試験問題は学歴別
SPI3 基礎能力検査	言語及び非言語に関する能力検査 択一式、試験時間70分、試験問題は学歴別
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

申込方法	*綾部市ホームページの「令和7年度綾部市職員採用試験申込フォーム（第1回一般試験）」から申し込んでください。 https://logoform.jp/form/39Fi/985084 *右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。	
受付期間	*令和7年4月8日(火)午前8時30分～5月16日(金)午後5時15分 *受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 *メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。 *使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。	
注意事項	*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 *申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。	
当日受付	第1次試験当日の受付時に、申込完了メールを確認しますので、スマートフォン等でメール画面を呈示するか、メール本文を印刷の上、持参してください。	

※インターネットによる申し込みができない方は、5月9日(金)までに職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

(1)第1次合格発表 令和7年6月13日(金)午前10時

綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方にはメールにて第2次試験の案内を通知しますので、必ず内容を確認してください。

○綾部市ホームページ(掲載期間:令和7年6月21日(土)午前10時まで)

<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による可否の問い合わせには応じられません。

(2)第2次合格発表 令和7年7月上旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。

(3)最終合格発表 令和7年7月下旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

(1)この試験の最終合格者は、「令和7年度・令和8年度綾部市職員採用候補者名簿」に登録され、原則として令和8年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和7年度中の採用になる場合があります。なお、「令和7年度・令和8年度綾部市職員採用候補者名簿」は、令和9年3月31日まで有効です。

(2)保健師合格者で、免許取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和8年3月末日までに免許又は資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

(3)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。

(4)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

6 給与、福利厚生等

(令和7年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (基本給+地域手当)	228,800円	212,576円	195,520円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
 ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
 ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
 ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
 ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証等)を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求 できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL 0773-42-4228





令和7年度 綾部市職員採用試験<第1回社会人経験枠>

あなたのその『経験』活かしてください!

職務経験3年以上

■ 募 集 職 種

事務職員・事務職員（デジタル人材）・保健師
土木技師・建築技師・消防職員

■ 受 付 期 間

令和7年4月8日（火）～令和7年5月16日（金）

■ 採用予定日

令和8年4月1日



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成2年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	一般事務に従事
事務職員 (デジタル人材)	若干名	平成2年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、情報系システム関係の保守業務に通算して3年以上の職務経験を有する方	情報系システム関係業務に従事
保健師	若干名	平成2年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方のうち、通算して3年以上保健師業務の職務経験を有する方	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)平成2年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方のうち民間企業等に通算して3年以上勤務した経験のある方 (2)平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上建築関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	建築関係業務に従事
消防職員	若干名	平成2年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	消防・救急業務に従事

<職務経験について(全職種共通)>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、令和7年3月31日までに、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。
- ③設計又は施工管理の経験とは、土木又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち…綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1)人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2)市民から信頼される職員
- (3)組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4)時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容、日時及び場所

区 分	試験内容	日 時	場 所
第1次試験	SPI3試験	令和7年6月1日(日) 午前9時30分(受付:午前9時から)	綾部市役所
第2次試験	作文試験 面接試験	令和7年6月21日(土)	
第3次試験	面接試験	令和7年7月12日(土)	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

※ 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

試 験 内 容	
SPI3 基礎能力検査	言語及び非言語に関する能力検査 択一式、試験時間70分
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

申込方法	*綾部市ホームページの「令和7年度綾部市職員採用試験申込フォーム（第1回社会人経験枠）」から申し込んでください。 https://logoform.jp/form/39Fi/985085 *右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。 
受付期間	<u>*令和7年4月8日(火)午前8時30分～5月16日(金)午後5時15分</u> *受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 *メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。 *使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
注意事項	*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 *申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。
当日受付	第1次試験当日の受付時に、申込完了メールを確認しますので、スマートフォン等でメール画面を呈示するか、メール本文を印刷の上、持参してください。

※インターネットによる申込みができない方は、5月9日(金)までに職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

試験申込により取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

(1)第1次合格発表 令和7年6月13日(金)午前10時

綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方にはメールにて第2次試験の案内を通知しますので、必ず内容を確認してください。

○綾部市ホームページ(掲載期間:令和7年6月21日(土)午前10時まで)

<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による可否の問い合わせには応じられません。

(2)第2次合格発表 令和7年7月上旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。

(3)最終合格発表 令和7年7月下旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

(1)この試験の最終合格者は、「令和7年度・令和8年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和8年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和7年度中の採用になる場合があります。なお、「令和7年度・令和8年度綾部市職員採用候補者名簿」は、令和9年3月31日まで有効です。

(2)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。

(3)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

6 給与、福利厚生等

(令和7年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	大卒32歳 (職務経験10年)
初任給 (基本給+地域手当)	228,800円	302,744円

※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。

※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。

※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。

※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	各合格発表の日（通知日）から1か月間（ただし、土、日曜日及び休日を除く。）		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階（市長公室職員課） 午前8時30分（開示期間の初日は午前10時）から午後5時15分まで		



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL 0773-42-4228



綾部市公告第 3 0 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 6 第 3 項の規定により、綾部市森林整備計画の変更を定めた。

なお、当該計画決定後の計画は、令和 7 年 4 月 1 日にその効力が生じるものとし、綾部市役所において縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農林商工部林政課

2 縦覧期間

令和 7 年 4 月 1 1 日から令和 7 年 5 月 1 0 日まで

綾部市公告第 3 1 号

各地区公民館改修事業、豊里公民館浄化槽更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 4 月 2 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 3 号 |
| (2) 工 事 名 | 豊里公民館浄化槽更新工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市栗町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 合併処理浄化槽 1 1 0 人槽設置 1 基 |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 5 月 2 2 日から
令和 7 年 9 月 1 8 日まで（1 2 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1 ）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式— 2 ） 2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年4月21日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は220円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年4月24日(木) 午前9時から午後6時まで

令和7年4月25日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年5月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年5月2日(金) から

令和7年5月7日(水) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年5月9日(金) 午後5時までに京都府入札情報公開システム

に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後 5 時までにはファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和 7 年 5 月 1 4 日（水）午前 9 時から午後 6 時まで
令和 7 年 5 月 1 5 日（木）午前 9 時から午後 2 時まで
ただし、紙入札者の提出は 5 月 1 4 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までと、5 月 1 5 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 2 時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 1 1 条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 1 9 条第 4 項によること。

(2) 開札の日時

令和 7 年 5 月 1 6 日（金）午前 9 時 3 0 分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）第 7 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第 7 8 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第 1 2 条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築機械設備工事（No. 6）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

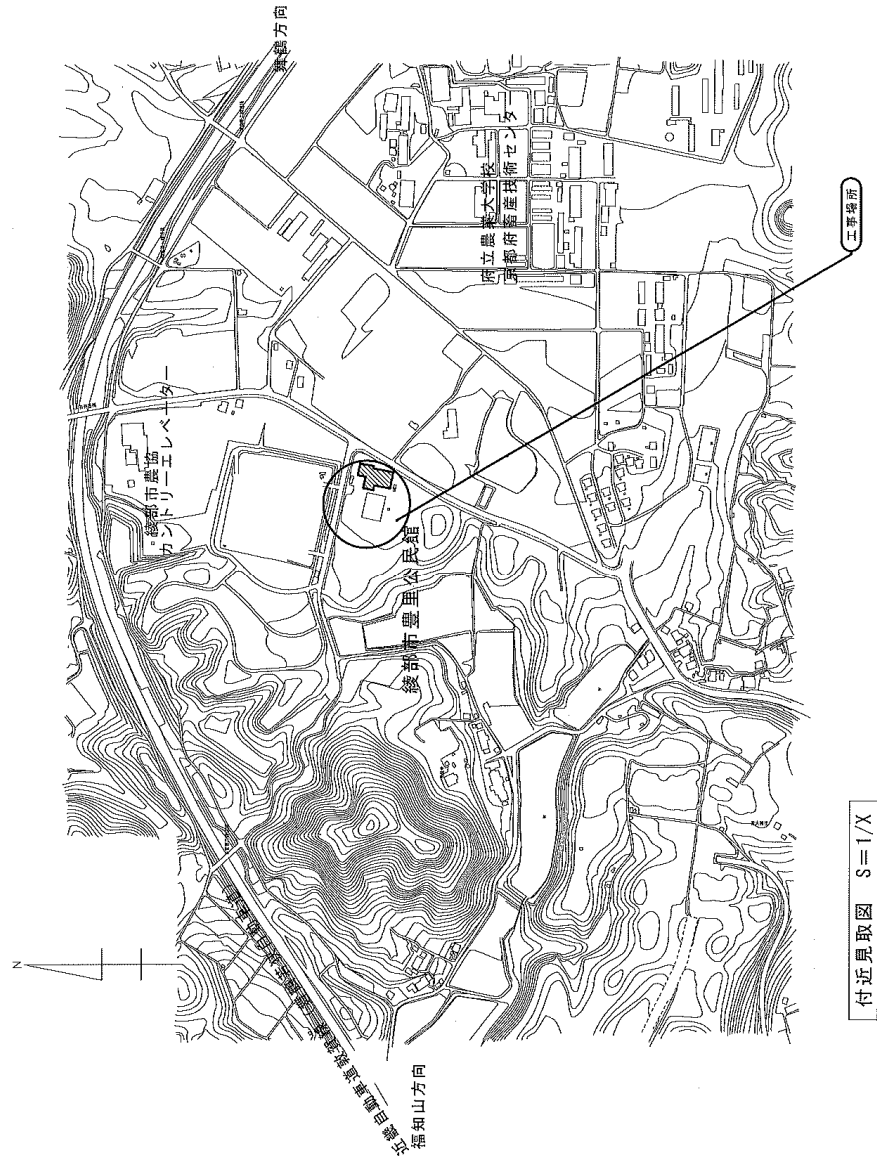
2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 3 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公告第 3 3 号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 4 条の規定により、令和 7 年度に受益者負担金を賦課しようとする区域について、次のとおり公告する。

なお、賦課対象区域図は、綾部市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

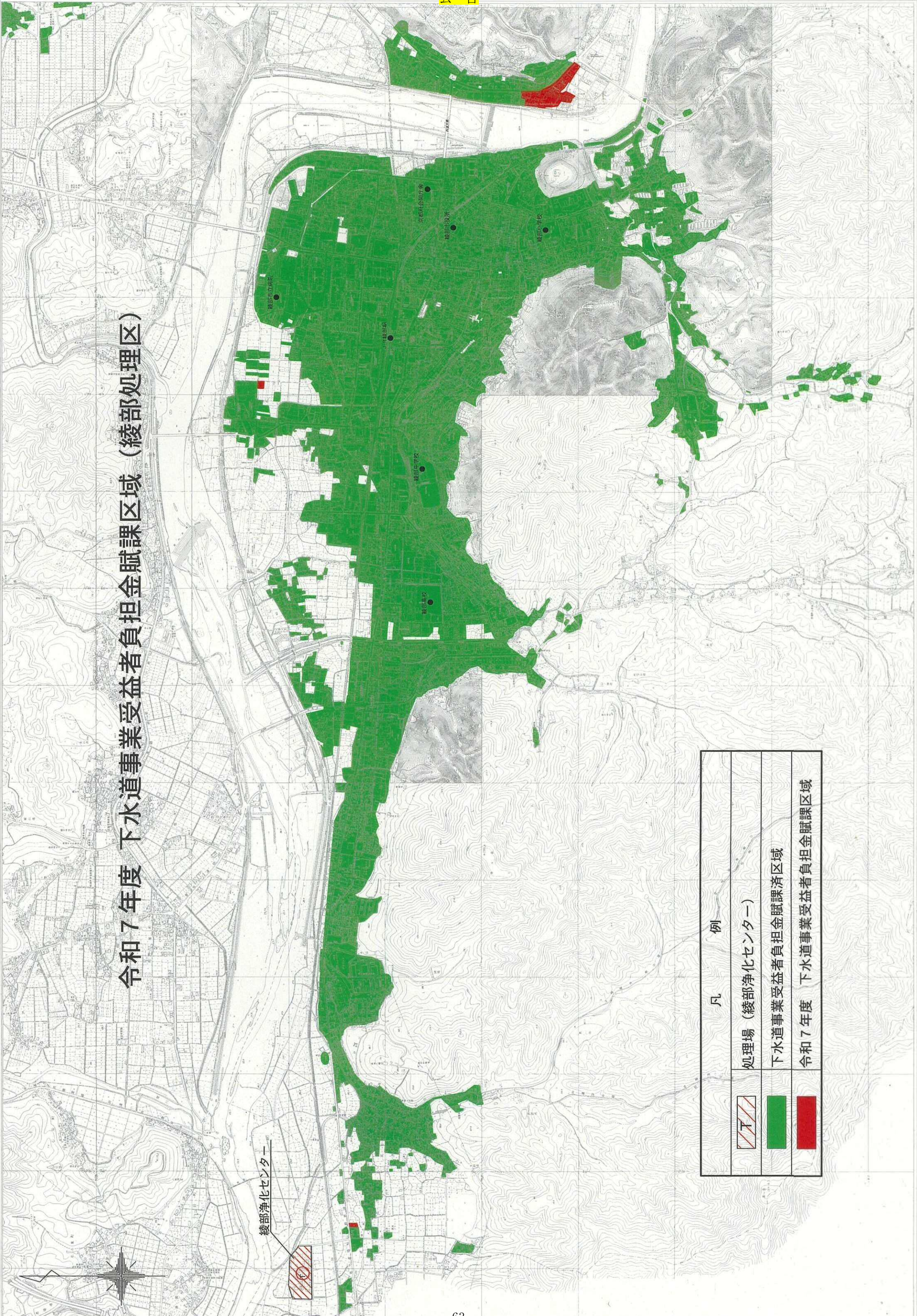
綾部市長 山 崎 善 也

1 賦課対象区域

味方町、井倉新町、高津町の一部

2 賦課対象区域図 別図のとおり

令和 7 年度 下水道事業受益者負担金賦課区域（綾部処理区）



綾部市公告第34号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づき带状疱疹予防接種を実施するので、予防接種法施行令（政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和7年5月1日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 実施期間 令和7年5月1日（木）～令和8年3月31日（火）
- 2 対 象 綾部市に住所を有し、接種を希望する下記の人
 - （1） 年度内に65歳を迎える人
 - （2） 接種日に60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人（身体障害者手帳1級相当）
 - （3） 年度内に70、75、80、85、90、95、100歳を迎える人及び、100歳以上の人
- 3 実施方法 医療機関における個別接種
- 4 接種回数 生ワクチン 1回
組換えワクチン 2回
- 5 自己負担額 1回につき
生ワクチン 4,000 円
組換えワクチン 10,000 円
ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度あり（事前に申請手続きが必要）
- 6 実施医療機関

名称	所在地
綾 部 市 立 病 院	青野町大塚20-1
綾 部 ル ネ ス 病 院	大島町二反田7-16
京 都 協 立 病 院	高津町三反田1
あ や べ 協 立 診 療 所	駅前通1
大 久 保 医 院	本町8丁目115
志 賀 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	宮代町15
西 村 医 院	栗町小東4-3
野 間 医 院 八 田 診 療 所	上杉町渋市2
畑 内 科 医 院	青野町高田91
安 村 外 科 内 科 診 療 所	井倉町大將軍37
山 下 整 形 外 科 医 院	青野町西青野28-3
由 良 産 婦 人 科 小 児 科 医 院	本町1丁目20
横 山 医 院	若松町庵ノ上58-10
綾 部 市 志 賀 郷 診 療 所	志賀郷町北町19-2
綾 部 市 中 上 林 診 療 所	八津合町神谷2-2
綾 部 市 奥 上 林 診 療 所	故屋岡町三反田15

綾部市公告第 35 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条の規定に基づく風しん予防接種（第 5 期）を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1. 実施期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
2. 対 象 以下のすべてを満たす者
 (1) 綾部市に住民登録がある昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性
 (2) 平成 26 年 4 月以降、令和 6 年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であった者
 (3) MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者
3. 実施方法 医療機関における個別接種
4. 自己負担額 なし（クーポン券の利用による）
5. 実施医療機関

名称	所在地
綾 部 市 立 病 院	青野町大塚 20-1
綾 部 ル ネ ス 病 院	大島町二反田 7-16
京 都 協 立 病 院	高津町三反田 1
畑 内 科 医 院	青野町高田 91
由 良 産 婦 人 科 小 児 科 医 院	本町 1 丁目 20
横 山 医 院	若松町庵ノ上 58-10

6. その他

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 3 条第 2 項及び予防接種法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 2 条の 8 第 4 号に基づく特例による実施

綾部市公告第 3 6 号

綾部市教育ネットワークシステムクラウド移行業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和 7 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の綾部市教育ネットワークシステムクラウド移行業務について、事業者の選定にあたり別添「綾部市教育ネットワークシステムクラウド移行業務実施要領」に基づき実施します。

綾部市教育ネットワークシステム
クラウド移行業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

綾部市教育委員会学校教育課

1 件名

綾部市教育ネットワークシステムクラウド移行業務

2 仕様書

別添「綾部市教育ネットワークシステムクラウド移行業務仕様書（以下、仕様書）」のとおり

3 令和 7 年度予算額

56,508,375 円

（初期構築費用及び令和 7 年 9 月から 7 か月分のライセンス料を含む）

4 導入業者選定方式

- （1）事業者の提案の中から最も優れた評価を得た事業者に優先交渉権を付与し契約締結に向け交渉を行う。
- （2）本プロポーザルは、優先交渉権の設定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権を得た事業者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。
- （3）契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

5 契約条件

資格要件の確認基準日は本業務の募集開始日とし、契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は契約締結を行わないものとする。

- （1）過去に本件と同様、またはそれに類する業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （3）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続等開始の申立てがなされていないこと。
- （4）綾部市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年綾部市告示第 10 号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- （5）国税及び当市市税を滞納していないこと。
- （6）当市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- （7）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触しないこと。

6 スケジュール

期 日	項 目	備 考
令和 7 年 5 月 1 日（木）	募集開始	ホームページ及び公告
令和 7 年 5 月 12 日（月）	質問書提出期限	電子メールにて受付
令和 7 年 5 月 15 日（木）	質問書回答	電子メールにて回答
令和 7 年 5 月 27 日（火）	提案書提出期限	持参又は郵送
令和 7 年 5 月 28 日（水）	プレゼンテーション審査 （動画データでの審査）	
令和 7 年 5 月 29 日（木）	ヒアリング送付	提案内容に対するもの 電子メールにて送付
令和 7 年 6 月 2 日（月）	ヒアリング回答期限	電子メールにて回答
令和 7 年 6 月 4 日（水）	審査結果通知	郵送及び電子メール
交渉権を得た事業者と調整後	受託者決定・契約締結	
契約締結後日程調整	教職員向け研修実施	
令和 8 年 1 月 30 日（金）	初期構築業務期限日	
構築完了後	システム保守業務実施	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

7 応募方法

仕様書の業務内容を踏まえ、次のとおり提案書等を提出のこと。

（１）提出物

ア プレゼンテーション動画

イ 提案書等届出書（様式第 1 号）

ウ 会社概要書（様式第 2 号）

エ 業務実績書（様式第 3 号）

オ 提案書（任意様式）

書式：A4 判・横書き・両面印刷・文字サイズ 10.5 ポイント以上

・提案事項

カ 参考見積書（様式第 4 号）

仕様書に基づき積算すること。

（２）提出部数

正本 1 部、副本 5 部、正本データ及びプレゼンテーション動画データ（CD/DVD 等）

（３）提出方法

郵送または持参

（４）提出期限

令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 5 時まで（必着）

8 提案内容

仕様書に基づき提案するにあたり、以下の内容を必須事項とする。その他、他社にない特筆すべき利点がある場合は提案すること。

- (1) 事業者説明
- (2) 導入運用実績
- (3) 校務 DX の推進
- (4) 実施体制
- (5) 構築及び既存環境からの移行スケジュール
- (6) システム構成
- (7) ユーザーの利用イメージ
- (8) セキュリティ対策
- (9) 運用保守対応

9 審査の概要

(1) 選定方法

プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。なお動画データとして提供されたプレゼンテーション内容を元に審査を行うため、創意工夫し、限られた提案時間の中で要旨を伝えること。

(2) プレゼンテーション審査日

令和7年5月28日（水）

(3) 時間制限

動画データの時間は最大30分間とする。

(4) ヒアリング

提案を受けた内容に対し電子メールでヒアリングを行い、ヒアリング回答書（様式第6号）の内容を審査に反映する。

ヒアリング送付日：令和7年5月29日（木）

ヒアリング回答日：令和7年6月2日（月）

(5) 審査基準

各参加者からの提案を受け、選定委員が項目ごとに配点する。選定委員の配点を集計し、合計点が最も高かった事業者を優先交渉権者とする。なお複数の事業者が最高得点を得た場合、審査員による協議の上、順位を決定する。

評価項目	配点
【業務実施体制】 ・会社の経営概念、事業内容、経営規模、財務状況等は十分な信頼性、遂行能力があるか。 ・具体的な実施体制、構築スケジュールが示され、計画的な業務の遂行が見込めるか。 ・過去に類似業務を受注した十分な実績があるか。	10 点

【システム構成】 ・当市の現状及び文部科学省の示す校務 DX や教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを踏まえた内容となっているか。 ・強固なセキュリティ対策によって、セキュリティインシデントの発生を未然に防ぎ、発生時にも被害の拡大を最小限に抑えることができるか。	20 点
【校務 DX の推進】 ・校務 DX により教職員の負担軽減に繋がる提案があるか。 ・綾部市の教育の推進に繋がる提案があるか	20 点
【安定的な運用】 ・利用者及び管理者の双方にとって、運用負担の少ないものとなっているか。 ・日常的な運用管理、万が一のシステム障害やセキュリティインシデント発生時の対応において、当市に有益な提案となっているか。	20 点
【その他、追加提案等の内容の特筆すべき点】 （加点のみ） ・独自の特筆すべき利点があるか。	10 点
【経常経費】 ・初期経費と令和 13 年 3 月 31 日までの経常経費の総額で審査する。 ・契約期間満了後、継続利用時の値上げを想定した不当な値下げは認めない。	20 点

（６）審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書及び電子メールで通知する。

審査結果通知予定日：令和 7 年 6 月 4 日（水）

1 0 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とする。選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- （１）提出期限を過ぎて提出された場合。
- （２）同一の者が 2 つ以上の提出書類を提出した場合。
- （３）提出書類に虚偽の記載があった場合。
- （４）審査の公平性を害する行為があった場合。
- （５）応募資格の要件を満たさなくなった場合。
- （６）提案に対して談合等、不正行為があった場合。
- （７）その他事務局が不適切と認めた場合。

1 1 質問等の受付及び回答

本業務の内容等について、質問等がある場合は、下記のとおり質問書を提出すること。

（１）提出書類

質問書（様式第 5 号）

（２）提出方法

電子メールによる提出のみ（gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp）

(3) 提出期限

令和 7 年 5 月 12 日 (月) 午後 5 時まで (必着)

(4) 回答

令和 7 年 5 月 15 日 (木) までに、電子メールで回答。

※質問等の内容について電話で確認することがある。

1 2 その他

- (1) 実施要領と仕様書を確認の上、事務局宛てに参加意向を表明すること。参加意向表明の期限や連絡方法については指定しない。参加意向表明をした上で辞退する場合、連絡をすること。
- (2) 提出書類の作成、応募、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (5) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (6) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届 (様式任意) を必ず提出すること。(提出方法は事務局と調整のこと。)
- (7) 電子メールの通信事故等について、当市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 3 事務局

綾部市教育委員会事務局教育部学校教育課

〒623-8501 京都府綾部市若竹町 8 番地の 1

TEL : 0773-42-4322

FAX : 0773-43-0991

E-mail : gakokyoiku @city.ayabe.lg.jp

綾部市教育ネットワークシステムクラウド移行業務公募型プロポーザル仕様書

1. 事業名

綾部市教育ネットワークシステムクラウド移行業務

2. 目的等

平成 30 年度に導入した教育ネットワーク(以下「教育 NW」という。)に係わる機器が令和 7 年度で保守期限を迎えるため、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)および「GIGA スクール構想の下での校務 DX について」を踏まえ、アクセス制御による対策を講じたシステム構成(ゼロトラスト型)による更新を行う。なお、本基盤構築にあたっては、移行における教職員の負担軽減、情報セキュリティの確保、端末およびネットワークの速度の確保に最大限配慮するものとする。

3. 事業概要

以下の内容について、総合的な提案を求め、一括して契約を行う。

(1) 教職員用端末の設定

(2) 教育ネットワーク整備・運用保守

ア Microsoft365 Education A3(以下 MS365 A3 という)以上を利用し、ガイドラインに準じたゼロトラスト型による教育ネットワークの整備を行う。

イ 本調達で整備する環境は 24 時間 365 日利用することとし、納品完了後 5 年間システム障害等の原因調査に協力すること。ただし、別調達で設置する教職員用端末の機器故障対応については本調達に含まない。

4. 委託期間

(1) 教育ネットワーク整備、教職員用端末の設定等

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日

(2) 教育ネットワークのシステム保守

構築完了日から 5 年間

ただしシステム保守の契約は単年毎に行う。

※詳細なスケジュールについては、別途協議の上決定する。

※本プロポーザルの実施にあたって、同一条件で審査するため、構築期間に必要な各種ライセンス料は令和 7 年 9 月から発生するという試算で提案するものとする。

※システムの切替時期、並行稼働期間については、受注者決定後に協議を行うものとする。

5. 履行場所

別紙 1：拠点一覧のとおり

6. 基本方針

(1) ガイドラインおよび「GIGA スクール構想の下での校務 DX について」の要件を十分に理解

し、それらに準拠すること。

- (2) 導入後の使用者（職員）の運用方法（イメージ）を提案すること。また、運用は使用者（職員）の運用負担を可能な限り軽減すること。
- (3) 7に記載の要求要件を満たすことを必須として提案することとし、MS365A3 以上を利用してガイドラインに則したゼロトラスト型による環境整備を提案すること。

※以下の費用は、今回費用（作業）から除外する。

- ・校務ファイルサーバ等の既存機器の撤去及び廃棄
- ・本調達で必要となる校務用ネットワーク機器、学習用ネットワーク機器の設定変更作業
- (4) 提案するシステムについて、教職員および教育委員会事務局の負担にならないスケジュールを提示すること。
- (5) 構築におけるスケジュール管理、課題管理等を行い、4 で定める期間内に構築を完了してスムーズに運用に入れるように業務を遂行すること。

7. 委託内容

(1) 教職員用端末の更新

職員室と教室での使用及び将来的に校外を含むロケーションフリーでの業務を見据えて、本市が別調達で用意した教職員用端末 350 台の設定を行うこと。

(2) 要件定義

仕様書に基づき、受注者及び本市双方による協議を行い、システム更新設計の基礎となる要件定義をまとめること。

(3) システム更新設計

仕様書及び要求定義に基づき、教育ネットワークのサーバ更新作業を行い、システム移行に関する更新設計も行うこと。

(4) システム調達

仕様書及び要求定義に基づき、システムを構成する全ての環境及びハードウェア・ソフトウェアの調達を行うこと。

(5) システム設定および構築

設計内容に基づき、システムを構成する全ての環境の整備、及びハードウェアの設定等を行うこと。

(6) 試験作業

システム構築後にシステム単体、本市設備からの接続及び総合的な試験作業を行うこと。

(7) 操作マニュアルの作成

システム運用に必要な操作マニュアルを作成すること。また、マニュアルは、紙媒体で提出するとともに、修正可能な形式の電子データで提出すること。

(8) 操作研修会の実施

更新端末及び新規導入システム等との接続、並びにその操作方法の研修用資料の作成及び操作研修会を行うこと。端末操作研修会の講師は受注者とし、別紙 1：拠点一覧で実施すること。管理職向けと一般教員向けの内容を、同日に実施すること。なお、必要となるパソコン及びネット

ワークは本業務で構築したものを利用する。

(9) プロジェクト（工程）管理

(1)～(8)を実施するにあたり、責任を持って工程等のプロジェクト管理を行うとともに定期的に状況報告及び、会議等を実施すること。

8. 機能要件

「GIGA スクール構想の下での校務 DX について」で提示された「いわゆるゼロトラストセキュリティに関する要素技術」を参考とし、以下に示す各項目の実現方法を具体的に提案すること。

なお、教職員が使用する端末は 350 台とし、本市教育委員会及び運用・保守受付窓口にて監視、管理環境を整備する。端末仕様は別紙 2 で示す。

(1) Microsoft365 基本サービス

① IDaaS（認証）

「Microsoft Entra ID」の機能により以下のことを実現すること。

ア アカウント管理

- ・新校務系ネットワークにおける教職員のアカウント情報及び、各種システムへの権限設定に必要なセキュリティグループを作成する。また、教職員アカウントについては管理職ユーザと一般教職員ユーザ等、権限に応じて区別して管理し、権限に応じたユーザのみアクセスすることができるようなデータ領域や暗号化の権限設定等が可能とすること。

イ 認証管理

- ・新校務系ネットワークにおける認証について、MS365 A3 以上の機能を活用した多要素認証の実現を提案すること。
- ・認証情報（パスワード等）を教職員自身で変更することができるよう提案すること。
- ・認証方式については、教育委員会と協議のうえ決定すること。

ウ アクセス制御機能

- ・新校務系ネットワークにおける基本サービス（MS365）へのアクセス（接続）について対象デバイス及び個人所有端末で接続ができないよう Intune と連携し制御を実施すること。
- ・個人のスマートフォン（Android、iOS）からは「Teams」のみ接続可能とすること。

② EMM（端末管理）

「Microsoft Intune」の機能により以下のことを実現すること。

ア Windows 端末のデバイス管理

- ・新校務系ネットワークにおける基本サービス（MS365）で端末管理ができるようデバイス登録を実施すること。
- ・デバイスの登録については、個人所有端末及び Windows 以外のデバイスからの登録ができないようにするなど、セキュリティ対策を実施すること。

イ Windows 端末の Windows Update の管理（パッチ配信管理）

- ・新校務系ネットワークにおける管理対象の Windows 端末に関し Windows Update の管理（パッチ配信管理）方法について提案を行うこと。

ウ セキュリティポリシーの適用

- ・校務端末でのセキュリティとして、「Windows ファイアウォール、Bitlocker（ストレージ暗号化）」の設定を実施すること。

③ IRM（情報漏えい）

「Microsoft Purview Information Protection」の機能により以下のことを実現すること。

ア ファイル暗号化（秘密度ラベル）

- ・「Microsoft Purview Information Protection」の機能を活用したファイルの暗号化について提案を行うこと。ファイルの暗号化については、規定での暗号化処理も含めてどのように活用が可能か提案を行うこと。

イ Microsoft Purview Information Protection クライアント

- ・Office ファイル(xlsx、pptx、docx)以外のファイルに対する秘密度ラベルの適用に向けて、校務端末に Microsoft Purview Information Protection クライアントアプリのインストールと利用設定を実施すること。

④ 校務系メール

「Exchange Online」の機能により以下のことを実現すること。

ア 校務系メール

- ・校務系メールとは、教職員と業務上必要と教育委員会により認められた場合に利用できる校務用のメール機能とする。
- ・カスタムドメイン利用、セキュリティ機能（SPF、DKIM、DMARC 等）関連のレコードの変更登録に関して外部 DNS 管理事業者へ必要な情報を提供すること。
- ・「tea.ayabe.ed.jp」のメールアカウントが継続使用できること。
- ・本メールの利用は校務系端末から Microsoft Outlook アプリによる利用とし、校務系端末へのログイン情報と連携し、自動認証機能によりアカウント・パスワードを入力せずとも自身のメールボックスを利用できるものとする。
- ・アドレス帳については全小中学校の教職員の情報を検索・利用できることとする。
- ・京都府が管理する別テナントのメール「kyoto-be.ne.jp」が存在し、業務に利用することに留意すること。

イ メールセキュリティ

- ・「Exchange Online Protection」の機能を活用したセキュリティ対策について提案を行うこと。

⑤ ファイルストレージ

ファイルストレージとは、教職員の個人作成データの保存領域、校内で共有するデータの保存領域の機能とする。「SharePoint Online」、「OneDrive for Business」の機能により以下のことを実現すること。

ア 個人保存領域

- ・OneDrive を利用することとし、校務系端末からであればどのネットワークからでも

アクセス可能とすること。

- ・個人用の保存領域を指定可能なこと。

イ 学校保存領域

- ・SharePoint Online を利用することとし、学校毎にファイルストレージサイトを構築すること。
- ・ファイルストレージサイトは、現行のエクスプローラーと類似されたデザイン構成とし、ドキュメントフォルダのみ利用できる構成とすること。
- ・学校毎で作成されたサイト毎にアクセス権限設定を実施すること。
- ・サイト内でのドキュメントフォルダに対して、校内の指定されたアカウントのみアクセス可能となるよう設定をすること。
- ・本サイトへのアクセス権限については、『①IDaaS（認証）』と連携し、教職員の人事異動に伴い自動的にアクセス権の付与・削除が行えるように実施すること。

ウ 共有保存領域

- ・SharePoint Online を利用することとし、教育委員会と各学校全体で利用可能なファイルストレージを 1 サイト構築すること。
- ・ファイルストレージサイトは、現行のエクスプローラーと類似されたデザイン構成とし、ドキュメントフォルダのみ利用できる構成とすること。
- ・作成されたサイト毎にアクセス権限設定を実施すること。
- ・サイト内でのドキュメントフォルダに対して、指定されたアカウントのみアクセス可能となるよう設定をすること。
- ・本サイトへのアクセス権限については、『①IDaaS（認証）』と連携し、教職員の人事異動に伴い自動的にアクセス権の付与・削除が行えるように実施すること。

⑥ Teams（コミュニケーション）

「Microsoft Teams」の機能により以下のことを実現すること。

ア チーム・チャンネル

- ・校務系の Teams「tea.ayabe.ed.jp」と、学習系の Teams「stu.ayabe.ed.jp」の現行環境を踏襲し、校務系の Teams は教職員用端末で利用が可能とすること。また、京都府が管理し別テナントの Teams「online.kyoto-be.ne.jp」が存在し、業務に利用することに留意すること。
- ・学校で利用するチームの利用環境（権限・機能）について設計・設定を実施すること。

イ チャット機能

- ・チャット機能が利用できる範囲など設計・設定を実施すること。

ウ Web 会議

- ・Web 会議については、外部機関との会議も含めて利用できるよう設計・設定を実施すること。
- ・会議内におけるファイルの添付、画面共有等についても、セキュリティを考慮して設計・設定を実施することとする。

エ 個人のスマートフォン（Android、iOS）からの利用制限

- ・チャット機能を利用できるようにすること。
- ・SharePoint Online 上に保存されているファイルにアクセスできないよう制限すること。

(2) 資産管理

ア ログ管理

以下のログ対象を管理できるよう設定を行うこととする。

- ・監査ログ : 180 日
- ・IRM/DLP ログ : 30 日
- ・EDR ログ : 30 日
- ・端末稼働ログ : 365 日

イ 外部記憶媒体制御

・校務端末での外部記憶媒体（USB デバイス等）を接続した利用について、本市が許可した USB デバイスについては、許可したユーザで利用できるなど、運用も含めて提案を行うこと。

ウ リモートコントロール

- ・端末やサービスの不具合時にシステム管理者がユーザの端末の状況を遠隔で確認できること。
- ・端末がログオフ状態でも、電源がついておりネットワークに接続していればリモートアクセスが可能であること。

エ アプリケーション（ソフト）の配信

・新校務系ネットワークで利用するアプリケーション（ソフト）の配信方法について提案を行うこと。

(3) EPP/EDR（脅威検知）

ア 脅威検知

- ・既知のマルウェア情報が登録されたシグネチャベースでの検知を行うこと。校務系端末に配布するシグネチャはインターネット上のサイトより取得し、配信は1日1回行うなど管理を行えること。
- ・リアルタイム（ファイル操作や実行時）スキャンや一括スキャンを実施すること。
- ・脅威の検出は、機械学習などの先進的な技術を用いて、ファイルや端末の悪意ある挙動（振る舞い）に基づき検出を行うこと。

イ 脅威対応

- ・脅威検知後の対応（通知、実行のブロック等）について定義を行えること。
- ・脅威の検出結果や端末の状態を可視化するダッシュボード機能を有すること。

(4) 端末

- ・初期設定および今回導入するシステム利用に関する設定を行うこと。

- ・別紙 3 に示す業務で使用するソフトウェア等について、教職員用端末に事前にインストールし使用できること。
- ・ネットワーク接続設定を行うこと。職員室の有線環境と、職員室含む校内全体に整備されている無線環境のどちらにも接続できるように設定すること。
- ・端末のストレージの BitLocker による暗号化設定を行うこと。
- ・端末故障等により初期設定作業が発生した場合には本市にて作業が実施できるよう、設定手順を示すこと。

(5) Web フィルタリング

- ・Microsoft 365 校務系テナントおよびインターネットへの通信については本市で現在利用中の Cisco Umbrella 文教向けパッケージ (UMB-EDU-K9) を経由すること。なお、Web フィルタリング設定作業は調達範囲に含まないが、クライアントソフトウェアのインストール作業は含む。

(6) データ移行

- ・既存の「個人ドライブ」のデータは各学校教職員で新環境(Microsoft OneDrive)へ移行する。
- ・既存ファイルサーバからのデータ移行は、事前確認を行った上で移行計画を立案、承認を受けて進めること。
- ・既存ファイルサーバのデータについては、教育委員会と対象ファイルについて協議を行い、IRM による暗号化を実施すること。

(7) 運用保守

本調達で構築するクラウドで使用するシステムについては、5 年間継続して使用できるように保守を提供することとし、以下の内容を実現する保守内容を提案すること。

- ・保守業務の受付窓口は一元化すること。
- ・受付窓口を提示し、迅速に対応すること。
- ・保守における体制図を提示すること。

ア 障害対応業務

- ・メール等にて本市教育委員会からの問い合わせを 24 時間 365 日受け付けること。
- ・電話にて本市教育委員会からの問い合わせについて、土日祝祭日等を除く平日(「平日」とは、土曜日・日曜日及び祝休日、年末年始期間(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く。)9 時～17 時に受け付けること。
- ・障害の対応時間は土日祝祭日等を除く平日 9 時～17 時とする。但し、緊急を要する場合は対応時間に限らず、真摯に対応すること。
- ・必要に応じて現地訪問での対応を行うこと。

イ 研修

- ・外部からの異動者向けに新規導入システム等との接続、及びその操作方法の研修用資料の作成及び操作研修会を行うこと。

- ・異動者向け端末操作研修会は年度毎に下記研修を実施する。

- 管理職向け研修：1回

- 全職員向け研修：1回

ウ 各種ライセンス

- ・MS365 A3 以上、資産管理、EDR のライセンスを調達すること。

- ・ライセンス調達は単年毎に行うこと。なおライセンス数については、異動や退職等も踏まえて別途調整とする。

9. 納品物

- ・受注者は納品時に以下の図書を提出すること。ただし、具体的な内容については教育委員会と協議の上、作成すること。
- ・なお、図書の提出に当たっては、紙媒体（A4 版）をファイリングしたもの及び電子データの両方を教育委員会へ提出すること。

- ① 構築体制図

- ② プロジェクト計画書

- ③ 基本設計書

- ④ 詳細設計書（パラメータシート）

- ⑤ 試験計画書

- ⑥ 試験結果報告書

- ⑦ 障害時対応手順書

- ⑧ システム運用管理者向け操作マニュアル

別紙 1：拠点一覧

No	拠点名	住所	備考
1	綾部市教育委員会	京都府綾部市若竹町 8 番地の 1	
2	綾部小学校	京都府綾部市上野町上野 168 番地	
3	中筋小学校	京都府綾部市大島町外山田 8 番地の 1	
4	豊里小学校	京都府綾部市栗町花貝 2 番地	
5	物部小学校	京都府綾部市物部町北前田 51 番地	
6	志賀小学校	京都府綾部市志賀郷町丁田 8 番地	
7	吉美小学校	京都府綾部市有岡町田坂 16 番地	
8	西八田小学校	京都府綾部市岡安町家ノ下 10 番地	
9	東八田小学校	京都府綾部市上杉町中嶋 2 番地	
10	東綾小・中学校	京都府綾部市鷹栖町小丸山 25 番地	
11	上林小・中学校	京都府綾部市八津合町片山 17 番地	
12	綾部中学校	京都府綾部市宮代町明知 7 番地	
13	豊里中学校	京都府綾部市豊里町三宅 53 番地	
14	何北中学校	京都府綾部市物部町高倉前 8 番地	
15	八田中学校	京都府綾部市 梅迫町大野 20 番地	
16	東綾小・中学校分教室	京都府綾部市十倉中町米谷 16 番地	管理職研修なし
17	教育支援センター	京都府綾部市井倉町小庄司 3 番地の 1	管理職研修なし

別紙２：端末仕様

種類	仕様		台数
ノートパソコン	OS	Windows 11 Pro 64bit	336 台
	CPU	Core i5 第 8 世代以上	
	メモリ	16GB 以上	
	ストレージ	SSD 256GB 以上	
	カメラ	Windows Hello 対応カメラ	
デスクトップパソコン	OS	Windows 11 Pro 64bit	14 台
	CPU	Core i5 第 8 世代以上	
	メモリ	16GB 以上	
	ストレージ	SSD 256GB 以上	
	カメラ	Windows Hello 対応カメラ	

現時点の調達想定仕様であるため、詳細な仕様は調達後に確定することに留意すること。

別紙 3：ソフトウェア等一覧

名称	備考
Microsoft 365 A3 以上に付随するソフトウェア	Microsoft Office 等
Cisco Secure Client	DNS フィルタリングクライアント
一太郎	文書作成
Adobe Acrobat Reader DC	PDF ビューア
CubePDF	PDF 返還
CubePDF Utility	PDF 編集
CubePDF Page	PDF 結合
Zoom	Web 会議
GIMP	画像編集
Audacity	音声編集
VLC Media Player	動画再生
7-zip	ファイル圧縮
Microsoft PC Manager	システム最適化
Microsoft PowerToys	ユーティリティ
CrystalDiskInfo	ユーティリティ
外字ファイル	フォント
IPAmj 明朝	フォント

(様式第 1 号)

提案書等届出書

令和 7 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

事業者名

代表者名

印

綾部市教育ネットワークシステムクラウド移行業務において、提案書等を提出します。
 なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当するものであること及び提出書類の内容
 について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出数
ア	プレゼンテーション動画	データ
イ	提案書等届出書（様式第 1 号）	正本 1 部 副本 5 部 及びデータ
ウ	会社概要書（様式第 2 号）	〃
エ	業務実績書（様式第 3 号）	〃
オ	提案書	〃
カ	参考見積書（様式第 4 号）	〃

※Microsoft Office がインストールされた標準的な Windows 10 端末で閲覧可能なデータ形式とする。

本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先

所 属	
担当者氏名	
電 話 番 号	
E ・ m a i l	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

(様式第 2 号)

会社概要書

令和 7 年 4 月 1 日現在

事業者名				
代表者名				
所在地				
設立年月日				
貸借対照表総資本額				
損益計算書税引前当期純利益				
常勤職員の数	技術職員	事務職員	その他の職員	合 計
	人	人	人	人
主な業務内容				
本業務に係る部署名				
代表者氏名				
所在地				
電話番号		FAX 番号		
取扱業務				
その他特記すべき事項				

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付のこと。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期純利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

業務実績書

事業者名 _____

発注者	契約日	契約対象数 (校数または人数)	契約金額 (税込)
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円

※Microsoft 365 を基盤としたゼロトラスト環境構築に関する業務実績を記載すること (受注済みで未完了の案件含む)。なお、学校及び近隣の実績を優先して記載すること。また、GIGA スクール構想の Office 365 A1 ライセンスの環境構築実績は、セキュリティ面での技術要件を満たさないため対象外とする。

(様式第4号)

参考見積書

件名	綾部市教育ネットワークシステム クラウド移行業務
----	-----------------------------

(税込)

令和7年度費用 (初期構築費+7か月分ライセンス料)	¥0
令和8年度費用 (年額)	¥0
令和9年度費用 (年額)	¥0
令和10年度費用 (年額)	¥0
令和11年度費用 (年額)	¥0
令和12年度費用 (年額)	¥0
審査対象参考見積金額 令和12年度末までの総額	¥0
その他	今後のライセンス料の変更等が見込まれる 場合、反映した見積とすること。

上記のとおり、プロポーザルの実施要領、仕様書を熟読し、見積の諸条件を承諾の上、
見積いたします。

令和7年 月 日

綾部市長 山崎 善也 様

住所

氏名

㊞

(様式第 5 号)

令和 7 年 月 日

住所
事業者名
所属
担当者氏名
電話番号
E-mail

質問書

綾部市教育ネットワークシステムクラウド移行業務公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

令和 7 年 5 月 12 日（月）午後 5 時までにメールにて提出してください。

提出先 綾部市教育委員会事務局教育部学校教育課
gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp

(様式第 6 号)

令和 7 年 月 日

住所
事業者名
所属
担当者氏名
電話番号
E-mail

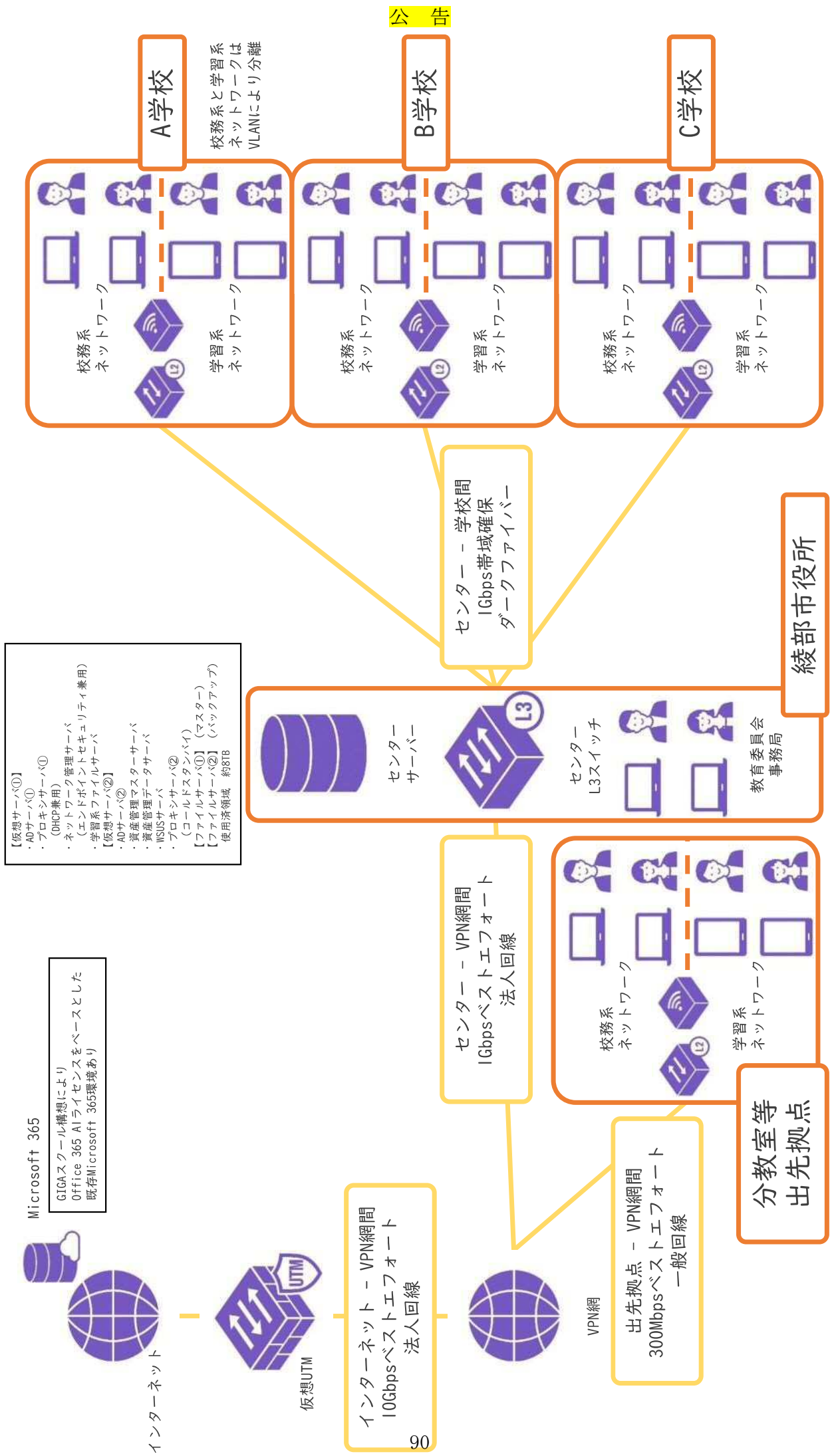
ヒアリング回答書

綾部市教育ネットワークシステムクラウド移行業務公募型プロポーザルのヒアリングについて、以下のとおり回答します。

ヒアリング事項	回 答 内 容

令和 7 年 6 月 2 日（月）午後 5 時までにメールにて提出してください。

提出先 綾部市教育委員会事務局教育部学校教育課
gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp

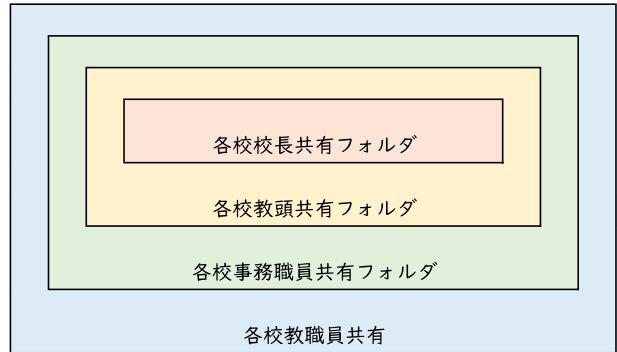


現行ファイルサーバの保存領域とアクセス権

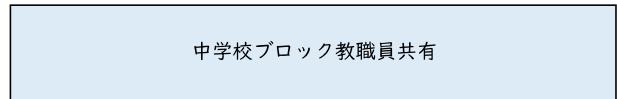
No.	権限の種類
1	校長
2	(副校長)
3	教頭
4	教務主任
5	事務職員
6	一般教職員

No.	所属の種類	中学校ブロックの種類
1	綾部小学校	綾部中ブロック
2	中筋小学校	
3	吉美小学校	
4	綾部中学校	
5	豊里小学校	豊里中ブロック
6	豊里中学校	
7	物部小学校	何北中ブロック
8	志賀小学校	
9	何北中学校	
10	西八田小学校	八田中ブロック
11	東八田小学校	
12	八田中学校	
13	東綾小中学校	東綾中ブロック
14	上林小中学校	上林中ブロック
15	教育委員会事務局	

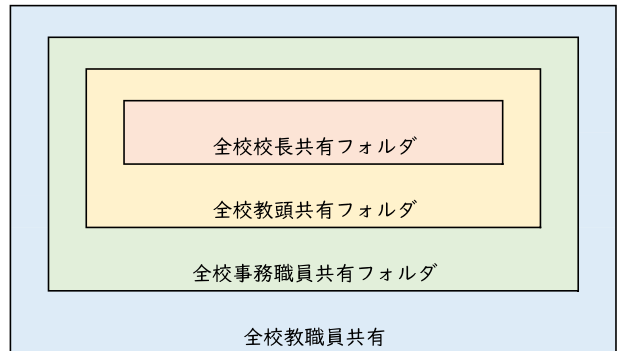
①各学校のファイルサーバとして利用する領域



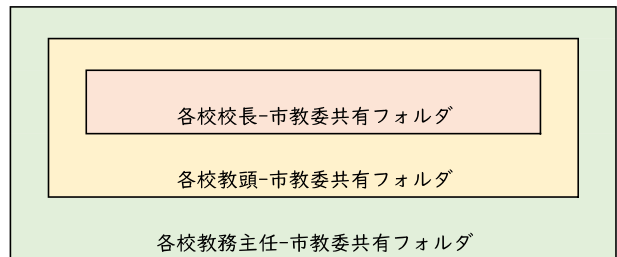
②中学校ブロックごとのファイルサーバとして利用する領域



③綾部市全体の共有ファイルサーバとして利用する領域



④人事等の機微情報を各校と市教委でやりとりする領域



綾部市教育委員会告示第7号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和7年度第1回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和7年4月28日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- 1 日 時 令和7年5月2日（金）13時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - 議第11号 綾部市教育委員会後援等の名義使用等に関する取扱要綱の制定について
 - 議第12号 綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正について
 - 議第13号 綾部市文化財審議会委員の委嘱について
 - 議第14号 綾部市図書館協議会教委員の任命について